

[事案 29-348] 契約無効請求

- 平成 30 年 10 月 25 日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 29-347]の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

募集人の不適切な説明等により誤解して契約したことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 12 月に代理店を通じて契約した米ドル建変額終身保険（利率更改型）について、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人に他社のパンフレットを見せて、同様に、生涯、条件の見直しがない終身保険を希望する旨を伝えていたので、積立利率適用期間も見直しはないと誤解していた。
- (2) 主に説明した募集人は、変額保険販売資格を有していなかった。
- (3) 募集人から、為替相場が変動しても、大抵 7~8 年、長くとも約 9 年で、既払込保険料が 120%になると説明されたので、そのように誤解していた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人が示した他社商品も、5~30 年後に基準利率が見直されるうえ、募集人は、契約概要・注意喚起情報兼パンフレットを使用して、15 年後に基準利率が見直されることを説明している。
- (2) 変額保険販売資格を有する募集人が同席し、2 名で説明している。
- (3) 申立人が示した他社商品には目標値の変更制度がないが、契約後に申立人は、目標値を変更しているので、他社商品との違いとして契約時に募集人から説明を受けている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の説明状況等を把握するため、申立人および配偶者、募集人 1 名に対し事情聴取を行った。なお、もう 1 名の募集人は退職済みであり、協力が得られず、事情聴取を実施できなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が契約の内容を誤解していたために契約は無効であるとの主張は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 当初、変額保険販売資格のない募集人が説明し、途中から同資格を有する募集人が同席のうえ、変額部分について約 10 分間説明していることが認められるが、保険は全体として 1 つの契約であって、変額部分のみ切り離して捉えることはできない。さらに、申立人の理解状況も直接把握しないまま、途中で短時間説明しているが、申立人が理解できるような説明ができたのか疑問である。
- (2) 設計書には運用年率 0% と -10% の場合も掲載されていたが、募集人は、運用年率が 10% の場合のみを示して、絶対ではないが約 9・10 年で達成するイメージと説明している。

- (3) 契約概要・注意喚起情報兼パンフレットの参考データは仮定の数値であるが、募集人は、運用実績であると説明している。
- (4) 募集人は、目標が未達成となっても、既払込保険料が 120%になるまで運用が継続されるような説明をしている。
- (5) 以上のような募集人の説明が、変額部分に関する申立人の誤信に繋がった可能性は、相当程度認められる。